

本工事は三井三池礦業所が自費を以つて二池港公衆何物場、
建設工事を東京白石港礦山會社と契約したるものであるが
同會社は之れを阿市森田組に下請貸せしめ昨年不逞は滑岡大
に對し取世日給一圓四十錢を支給したるも森田組の請負過昇
に依る取損の爲會社は直轄名目の下に之を一圓三十錢に引下
げた結果自然滑岡大功に不協を生じたと偶々二月十七日滑
岡大、守澤某が作業中死したのが原因となり従業員は作業
の危険性を理由として二月二十二日市内加那町の至産を申請
職本部とし罷賦し申請に入つたのである。

十一、安水争出

取高

一、取高取世賃銀前定の件

イ、取高 二圓五十錢

- ロ、取世 一圓七十錢
- ハ、運轉及ロツクラン役間勤務は二割増
- 二、會社御所の休日撤廢
- 三、出勤をして休まず場合日給の五割支給
- 四、外業に對しては一圓五十錢支給
- 五、請負御座撤廢
- 六、負傷者及借病に罹りたる場合給料の六割支給
- 七、人事に對し公平を目とすること
- 八、四、久休を斷然撤自すること
- 九、給料文拂日を確定すること
- 十、休憩所を十分設備し及便所を設置すること
- 十二、經 過

争議關係は二月二十二日罷業決行後直ちに四名の交渉委員を